

無線通信アドバイザーグループ (RAG) 第32回会合結果概要



総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室

あおの かいほう
青野 海豊

1. はじめに

無線通信アドバイザーグループ (RAG: Radiocommunication Advisory Group) は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議 (WRC) の準備や無線通信総会 (RA)、ITU-R研究委員会 (Study Group: SG) に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長 (BR局長) に報告することを任務としている。

RAG会合は通常年1回開催されており、今回の会合は、2025年4月14～17日の4日間の日程で、スイス・ジュネーブのITU本部にて、電子会議とのハイブリッド形式で開催された。

各国の主管庁、民間企業、BR等から約230名の出席があり、日本からは、総務省、NTTドコモ、KDDI及びワシントンコアが現地参加。このほか、スカパー JSAT、日本放送協会、電波産業会等を含め、計14名が参加した。

2. 理事会関連事項

2.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ

衛星網ファイリングのコストリカバリ関連事項について以下の説明があった。

BRから、理事会決定482 (衛星網ファイリングのコストリカバリの実施) 改訂を審議するための専門家グループ (EG) はRAG-31開催以降、3回会合を実施して審議を終了し、以下が合意されたと報告があった。

- 非静止衛星 (NGSO) の規模を考慮する旨の改訂を実施する。
- より多くのデータとテストが利用可能となった時点で ESIM (Earth stations in motion) に関連する問題を見直すための条項を追加する。
- 宇宙ソフトウェアの近代化については理事会決定482の改訂を行わず、WRC-23の決定を実装するための予算は、一般予算ではなく新たな予算項目を設けることを理事会へ提案する。

この報告に対し、イラン及び米国は、本件で用いられた方法論は、NGSOに関する急速な技術進化のスピードに追いついていない可能性があるほか、インフレ等の経済情勢を考慮しておらず、変化する状況を正確に費用に反映させ

るメカニズムの検討が重要であると指摘した。一方でロシアは、そもそもITUにおける全活動経費は加盟国からの拠出金で賄われるべきものであり、ITUの商業化を懸念するとして、本件を単なる予算不均衡の原因として捉えるのではなく、膨大な数のNGSOの存在という環境変化を踏まえた上で、費用回収上の障壁をどのように取り除くかという視点から議論すべきであると指摘した。フランスは、BRに対し、本EGの結果はコスト構造を十分かつ正確に反映し、効果的なコストリカバリを保証するものかとの質問が提起されたところ、BRから、本EGでの合意を受け、財務上のインパクトに加え、分担金単価の引上げについても併せて検討することが、今後BRに課せられた課題であるとの説明があった。

以上の議論を経て、RAG-32の結論の要約に以下が記述された。

- EGにおいて、ToRに示された10項目のうち7項目について、理事会決定482改訂を勧告したことに留意し、これらがコストリカバリの改善に貢献することを期待する。
- BRはRAG-33において、2025年理事会の審議結果と、理事会決定482の実施状況について報告する。

2.2 BRの2024～2025年予算及び2026～2027年予算案

BRの2024～2025年予算及び2026～2027年予算案に関し、無線通信規則委員会 (RRB)、RAG、SG会合、セミナー及びワークショップ、BR等の項目ごとにまとめた表が示された。

ロシア及びフランスから、2026～2027年の予算案は、BR職員の定年退職による欠員が多く人件費が低く抑えられている2024年を基準に計上されたため大幅な予算減となっているなど、BRの人材不足と財源不足が共に深刻な状況となっており、その影響として衛星網ファイリング処理の大幅な遅延などへの懸念が示された。これに対し、BR局長、RAG議長共に各国の懸念を共有するとし、2025年6月開催の理事会に向け対応策を検討するとして。

以上の議論を経て、RAG-32の結論の要約に以下が記述された。

- 2026～2027年の2年間のBRにおける人件費の予算削減案に懸念を示し、ITUが直面するであろう財政難を理解



しつつも、事務局がそのマニフェストを遂行するために必要な資源を維持する必要性を強調した。

- BR局長に対し、RAG-32の結論について2025年理事会に報告するよう要請した。

2.3 ITUの6つの公用語の対等な使用

全権委員会議 (Plenipotentiary Conference : PP) 決議154 (ITUの6つの公用語の対等な使用) の実施のための言語に関する理事会作業部会の作業概要が紹介されるとともにBRのウェブページにおける自動翻訳の利用が拡大していることが報告された。

ロシア及びイランが、各セクターの諮問グループをはじめとするITUウェブサイトにおける3セクターのフォーマット統一を進めるべきであると述べ、BRは誰にとっても使いやすいウェブサイトを目指し改善のためのあらゆる努力を続けていく旨を強調した。また、ロシアが、SGにおいて6つの公用語通訳はデフォルトで提供されるべきであると述べたところ、イランが、コスト削減の観点からもデフォルトではなく要請があったときのみ通訳を提供すべきと反論した。

以上の議論を経て、RAG-32の結論の要約に以下が記述された。

- 通訳付きの会議では、BRはリクエストに応じてではなく、デフォルトで6か国語の通訳を提供することが提案されたが、何かあれば (if any)、理事会での更なる見直しに従う。
- 現在進行中の新たなITUウェブサイト・プロジェクトについて、3セクターと事務総局内の調和と調整の重要性を認識した。

2.4 リモート参加

RAG-32への報告に示されたリモート参加及びセクター間調整グループ (ISCG) による「完全バーチャル及びリモート参加を含めた対面会議に関するガイドライン草案」に関するリエゾン文書が紹介された。リエゾン文書で言及されたガイドライン草案は、PP決議167 (リモート参加) を踏まえ財政・人的資源に関する理事会ワーキンググループ (CWG-FHR) で作成、承認されたものであり、2025年6月開催の理事会に提出される予定である。

カナダは、リモート参加者がオフライン協議を含めた全会議に参加できるよう、適切な設備が整った会場を優先的に確保することの重要性を指摘した。ロシアも、ビザ取得や入国制限などで現地参加が困難な場合があることを考慮し、対面参加者とリモート参加者を分けて扱う現在の方式

は不適切で、リモート参加者の意見も平等に扱うべきだと主張した。米国及びイランは、当該ガイドライン案はPP決議167に基づいており、リモート参加者の権利に関して抜本的な変更を行うためには、PPでの同決議改正を経る必要があると述べた。これらの意見に対し、議長は、SG間、セクター間、事務局との連携を強化することが重要であり、各国から寄せられた意見を今後の会議開催の参考とするとした。

以上の議論を経て、RAG-32の結論の要約に以下が記述された。

- 対面及びリモート参加者の権利は、PPによって見直し・決定されることを認識した。
- ITUにおける完全バーチャル会議及びリモート参加を含めた対面会議のガイドラインの調和の重要性を認識し、2025年理事会に提出されるガイドライン案を検討するよう、各国主管庁に促した。

2.5 戦略及び財務計画に関する理事会ワーキンググループ

RAG-32への報告に示された戦略及び財務計画に関する理事会ワーキンググループ (CWG-SFP) による、2026年PPに向けた戦略及び財務計画の草案作成に係る現状及びCWG-SFPによるリエゾン文書が紹介された。

イラン、中国、ロシア、カメルーンは、同計画にITU-Rの問題意識を反映すべく、CGを設置し、議論すべきだとする一方、米国は、他部門での類似プロセスが複雑化し実効性を欠いた例を挙げ、同グループの設置には慎重な立場を示し、既存のCWGを活用すべきだと主張した。これに対し、議長及びBR局長が、前研究サイクルでは、戦略計画をレビューするグループを設置し、ITU-Rが直面する課題や優先事項を同計画に反映することができた事例を挙げ、今回も同様にCGを設置して作業を進める方向で議論が進められた。

CGのToRを作成するグループ議長にEl Hadjar Abdulrahman氏 (カメルーン) が任命され、前研究サイクルで設置された同様のグループを参考に、ToRが作成された。2028~2031年ITU戦略計画に関するCGのToR

- ITU-Rのマニフェストに関連する事項について、過去の戦略及び財政計画の実施状況の評価を行う。
- ITU基本文書に含まれる原則に基づき、加盟国及びBRからの寄与文書を考慮し、2028~2031年までの新たな戦略及び財政計画案に対するRAGの寄与文書案を作成する。
- CGはRAG-32後に作業を開始し、2回以下のバーチャル会議を開催する。2025年9月開催のCWG-SFP会合の出

力文書を審議した上で、2026年1月又は2月開催のCWG-SFP会合前に開催されるRAG特別会合でCGの審議結果を議論・最終化することを目指す。

- CG議長はEl Hadjar Abdouramane氏（カメルーン）が務める。

3. RA-23の決定事項の実施

3.1 CPMプロセスの改善

RAG-31で設置されることになったCGにおいて、議長をFahad Alghamdi氏（サウジアラビア）として電子メールによる議論が行われた。本CGにおいては、内容面での議論は行われず、いくつかの主管庁やSG4議長、CITELから、現行のCPM報告のページ数が1,100ページを超えることや、第2回CPMの開催時期が早すぎるといったCPMの現在の課題等についての提案をそのままマージしたCGの活動報告が紹介された。このほか、CEPT等からも提案がなされたが、議論する時間が限られたため、カナダ提案であるToRに「第2回CPMの目的」を追加する改訂を行った上で、CGで継続して議論することとなった。

3.2 ITU-R会合の招致プロセスの明確化

エジプトからITU-R会合の招致プロセスを明確化するための提案がなされた。具体的には、招待状の早期送付、ビザ取得の改善、財政的リソース確保といった手続改善に関する議論が展開された。また、ITU本部ビルの建替計画により、今後ジュネーブ以外での会議開催の必要性が高まっている状況も踏まえ、本件はITUの他のセクターと共通した手続が必要であるとの結論に至った。BR局長に対し、ITU理事会の場でRAGでの議論の内容を報告するよう要請した。

4. ITU SGの活動

サウジアラビアから地上系、非地上系技術の発展に伴い、複数のITU-R SG、WP間で研究、調整が必要となっている現状を踏まえ、ITU-R SG構成や作業方法の見直しに関する提案があった。なお、現在のITU-R SG、WPの構成は、2007年から大きな変更はない。RA-27に向けて検討を進めたいとするサウジアラビアの提案に対し、ロシア及びエジプトが支持をした。対してRAGからのトップダウンで議論を進めることに対し、米国及びイランが反対。イランからはWRC-27議題の責任グループが衛星業務に関する事項を取り扱うITU-R SG4に偏っているのはWRC-23の

決定によるものであり、技術の進展によるものではなく、WRC-23の結果が原因であるといった反論を行った。英国、ブラジル、カナダ及び南アフリカからはSGの構成を記載するITU-R決議の改正に懐疑的な反応があった。

今会合では本トピックの議論を行うCGの設置について議論が行われたが、結果としてCG設置はなされなかった。ITU-Rの各SGに対し、現在ある課題等を報告させるようBR局長に助言し、RAG-33にてCGの設置可否を含め、継続検討することとなった。

5. セクター間調整

今次会合では本トピックに対して多大な時間が投下された。主にITU-Tからのリエゾン文書において、無線通信関係の用語の定義や情報提供依頼のリエゾン文書がRAGにも送付されているが、イランやロシアからITU-Rの所掌の範囲内であり、ITU-Tでの検討状況に対して疑問が投げられた。こうした問題意識から、TSAG及びITU-Tの各SGに対し、無線通信システムに関する議論については、事前にITU-Rとの連携を十分に行う旨を求めるリエゾン文書の検討を行った。リエゾン文書は以下の内容で合意した。

TSAG (ITU-T SG2、SG3及びCCTへのコピー) に対する地上及び衛星の無線通信問題に関する新たなITU-T作業項目及び定義の作成に関するリエゾン返信文書

- RAGは、TSAG及びITU-T SGに対し、ITU-Tが周波数と軌道資源以外の電気通信標準化に関するマニフェスト内にとどまり、ITU-Rセクターの無線通信に関する技術的及び規制的事項に関する作業と重複する可能性を回避するための更なる措置を講じるよう要請する。
- RAGは、ITU-Rとの重複を避けるため、ITU-Tセクターのマニフェストの範囲内でより正確な表現を使用することを推奨する。特に新用語「UAV telecom service」に関し、RRの定義と矛盾している事実について注意喚起する。
- ITU-T SG/WPは、RAGに直接リエゾン文書を送付し問題を提起する前に、ITU-Rとの潜在的な重複又は協力分野を模索・検討するために、適切なITU-R SG/WPにリエゾン文書をまず送付すべきである。RAGは、また、TSAGがITU-T SGに対し、ITU-R SGから新たな作業項目や定義の最終承認前に回答を求める場合は、十分な時間を確保するよう助言することを要請する。

以上の議論を経て、RAG-32の結論の要約に以下が記述された。

- ITU-Tにおいて、所掌外である無線通信に関する研究が



増加していることに留意した。

- RAGは、各セクターのマネートを考慮し、ITU-RとITU-T間の作業の重複を避けるため、TSB局長と調整するようBR局長に助言した。RAG議長は、本件をTSAG議長に報告し、第33回RAG会合で報告することに合意した。
- RAGは、RAGからTSAGへ、本文書Annex3に示されるリエゾン返信文書を送付することに合意した。

6. BRの情報システム

日本は、2017年から、衛星国際周波数調整手続システムの電子化に関し、ITU-Rへの職員派遣、人件費拠出及びシステム改善提案等により支援を行っている。WRC決議55（WRC-23、改）に基づく日本からの支援を継続するほか、衛星通信網ファイリングの電子申請、公表等のためのe-Submission及びe-Communicationsシステムに関し、既存のBRと主管庁との間のやり取りのみならず、主管庁とオペレータ間でファイリングのコメント送付を行えるようにする等のシステム改善提案を行った。本会合ではフランスから日本提案を支持するとともにシステムの使用を義務化することを奨励する寄与文書を提出し、議論が展開された。

フランス提案におけるシステムの使用義務化については、通信状況による問題等があるとしてケニアや米国が反対を表明した。本議論に当たっては、フランスの義務化に対する提案に強い風当たりがあり、フランスからは将来の使用

に当たっての提案であり、すぐに義務化をすることを提案したものではないという補足がなされたほか、フランスにおいてはFAXの使用は既に取りやめている旨の言及があった。このような議論の後、RAGは、日本及びフランスの提案を踏まえ、BR局長に対し、財政リソースの範囲内で開発プロセスを進めるように求めた。また、各主管庁に対して、可能な限りシステムの利用を奨励するように助言した。本プロジェクトに対する日本の継続的な支援に対し、多くの主管庁やBR、事務局次長から謝辞が送られた。

7. RAG-32の出力文書

RAG-32は、以下の文書を出力した。

文書番号	タイトル	結果
TEMP/5 R1	Draft Summary of Conclusions	回章CA/277として発出
TEMP/6 R1	Draft Reply Liaison Statement to TSAG and ISCG (copy to ITU-T SG3) on the creation of new ITU-T work items and definitions on Terrestrial and Satellite Radiocommunications issues	TSAG及びISCG (ITU-T SG2、SG3及びCCTへコピー)へリエゾン文書を発出

8. 次回のRAG会合

RAG-33は、2026年3月30日～4月2日（4日間）を予定している。



■ 図. RAG-32集合写真

出典：flickrのITU Picturesの投稿

<https://www.flickr.com/photos/itupictures/albums/72177720325096469/>